第百三十九条第一項に次の一号を加える。

三　後期高齢者医療広域連合から出産育児支援金を徴収し、保険者から出産育児関係事務費拠出金を徴収し、及び保険者に対し出産育児交付金を交付する業務並びにこれに附帯する業務

第百四十二条中「業務及び」を「業務」に、「に関し」を「及び同項第三号に規定する保険者から出産育児関係事務費拠出金を徴収する業務に関し」に改め、同条に次の一項を加える。

2　支払基金は、後期高齢者医療広域連合に対し、第百三十九条第一項第三号に規定する後期高齢者医療広域連合から出産育児支援金を徴収する業務に関し必要があると認めるときは、文書その他の物件の提出を求めることができる。

第百四十三条中「第百三十九条第一項各号に掲げる業務及び」を「第百三十九条第一項第一号に掲げる業務、同項第二号及び第三号に掲げる業務並びに」に改める。

第百四十六条第三項中「業務及び」を「業務、」に、「又は」を「及び同項第三号に規定する保険者に対し出産育児交付金を交付する業務又は」に改める。

第百四十八条中「及び後期高齢者交付金」を「、後期高齢者交付金及び出産育児交付金」に改める。

第百五十七条の二第一項中「保持」の下に「及び医療費適正化」を加え、「よう努めなければならない」を削り、同条第二項に次の一号を加える。

四　都道府県医療費適正化計画の実績の評価に関する調査及び分析

第百五十七条の二に次の一項を加える。

3　厚生労働大臣は、保険者協議会が前項各号に掲げる業務を円滑に行うため必要な支援を行うものとする。

第百六十五条中「第百二十四条」の下に「、第百二十四条の八」を加える。

第百六十五条の二第二項中「並びに法令」を「、法令」に改め、「定めるもの」の下に「並びに介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村」を加える。

第百六十八条第一項第二号中「第百四十二条」を「第百四十二条第一項」に改める。

附則第十一条第二項中「及び第百四十条」を「、第百四十条及び第百四十二条第二項」に改める。

附則第十三条第一項中「第三十四条第一項第二号、第三十五条第一項第二号」を「第三十四条第一項第一号イ⑵、第三十五条第一項第一号イ⑵」に改め、同条第二項を削る。

附則第十三条の二から第十三条の五までを削る。

附則第十三条の六中「第百二十四条」の下に「、第百二十四条の八」を加え、同条を附則第十三条の二とし、附則第十三条の七を附則第十三条の三とし、附則第十三条の八を附則第十三条の四とする。

附則第十四条の二及び第十四条の三を削る。

附則第十五条を次のように改める。

（令和六年度及び令和七年度の出産育児支援金の額の算定の特例）

第十五条　令和六年度及び令和七年度においては、第百二十四条の三第一項中「額に」とあるのは、「額の二分の一に相当する額に」とする。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

第七条　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「増進」の下に「並びに医療に要する費用の適正化（次条及び第十五条第一項第八号において「医療費適正化」という。）」を加える。

第一条の二中「確保並びに」を「確保を通じた国民の保健医療の向上及び福祉の増進、」に改め、「増進」の下に「並びに医療費適正化」を加える。

第十五条第一項第八号中「増進」の下に「並びに医療費適正化」を加える。

（医療法の一部改正）

第八条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条の四の三」を「第六条の四の四」に、「第三十条の十八の四」を「第三十条の十八の五」に、「第九節　監督（第六十三条―第六十九条）」を「第九節　監督（第六十三条―第六十九条の二）　第十節　医療法人に関する情報の調査及び分析等（第六十九条の二・第六十九条の三）」に改める。

第五条第一項中「第六条の四の二」を「第六条の四の三」に改める。

第六条の三第一項中「者が」の下に「身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能（以下「かかりつけ医機能」という。）その他の病院等の機能についての十分な理解の下に」を加え、同条第三項中「次条第二項及び第六条の四の二第二項において」を「以下」に改め、同条第五項中「都道府県知事は」の下に「、第一項又は第二項の規定による報告を受けたときは」を加え、「第一項及び第二項の規定により報告された事項を」を「その報告の内容を厚生労働大臣に報告するとともに、」に改め、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　病院等の管理者が、第一項又は第二項の規定による報告を、電磁的方法であつてその内容を当該管理者、当該病院等の所在地の都道府県知事及び厚生労働大臣が閲覧することができるものにより行つたときは、当該報告を受けた都道府県知事は、前項の規定による報告を行つたものとみなす。

7　厚生労働大臣は、第五項の規定による報告を受けたときは、都道府県の区域を超えた広域的な見地から必要とされる情報の提供のため、都道府県知事による同項の規定による公表に関し必要な助言、勧告その他の措置を行うものとする。

第二章第一節中第六条の四の三を第六条の四の四とし、第六条の四の二を第六条の四の三とし、第六条の四の次に次の一条を加える。

第六条の四の二　第三十条の十八の四第二項の規定による確認を受けた病院又は診療所であつて、同項の厚生労働省令で定める要件に該当する体制を有するもの（他の病院又は診療所と相互に連携して同項に規定する当該機能を確保する場合を含む。）の管理者は、同条第一項に規定する継続的な医療を要する者に対して居宅等において必要な医療の提供をする場合その他外来医療を提供するに当たつて説明が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合であつて、当該継続的な医療を要する者又はその家族からの求めがあつたときは、正当な理由がある場合を除き、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法により、その診療を担当する医師又は歯科医師により、当該継続的な医療を要する者又はその家族に対し、次に掲げる事項の適切な説明が行われるよう努めなければならない。

一　疾患名

二　治療に関する計画

三　当該病院又は診療所の名称、住所及び連絡先

四　その他厚生労働省令で定める事項

第十六条の二第一項第三号中「地域」を「地域におけるかかりつけ医機能の確保のための研修その他の地域」に改める。

第二十九条第一項第三号中「第六条の三第六項」を「第六条の三第八項」に改め、同条第三項第三号及び同条第四項第三号中「又は第三十条の十八の二第二項」を「、第三十条の十八の二第二項又は第三十条の十八の四第六項」に改める。

第三十条の三第二項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　かかりつけ医機能の確保に関する基本的な事項